その他の厚生労働大臣の定める掲示事項

入院時食事療養に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準により、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行い、管理栄養士によって管理された食事を、適時（朝食 7 時 30 分、昼食 11 時 30 分、夕食 18 時）適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額

〇70 歳未満の方

区分	標準負担額（1 食あたり）	
一般	550 円	
住民税非課税世帯	入院日数 90 日以下	270 円
	入院日数 91 日以上	220 円

〇70 歳以上の方

区分	標準負担額（1 食あたり）	
一般	550 円	
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	入院日数 90 日以下	270 円
	入院日数 91 日以上	220 円
（低所得者Ⅰ）	130 円	

届出施設基準

〇保険医療機関
〇精神保健福祉法指定病院
〇障害者総合支援法指定自立支援医療機関
（精神通院療法）
〇医療観察法指定医療機関
〇生活保護法指定医療機関
〇精神科急性期治療病棟入院料 2
〇精神療養病棟入院料
〇認知症治療病棟入院料 1
〇入院時食事療養費（Ⅰ）
〇医療保護入院等診療料（1・2）

〇精神科デイケア（大規模）
〇精神科作業療法
〇精神科地域移行実施加算
〇医療安全対策加算 2
〇感染対策向上加算 3
〇連携強化加算
〇サーベイランス強化加算
〇精神科身体合併症管理加算
〇精神科慢性身体合併症管理加算
〇精神病棟看護・多職種協働加算
〇電子的診療情報連携体制整備加算（外来 3・入院 2）
〇看護配置加算
〇看護補助加算 1
〇療養環境加算
〇診療録管理体制加算 2
〇データ提出加算 1・3
〇地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
〇薬剤総合評価調整加算
〇精神科ショートケア（大規模）
〇薬剤管理指導料
〇医師事務作業補助体制加算 1
〇患者サポート体制充実加算
〇療養生活継続支援加算
〇こころの連携指導料（Ⅱ）
〇心理支援加算
〇療養・就労両立支援加算
〇精神科退院時共同指導料 2
〇精神科救急搬送患者地域連携受入加算
〇救急医療管理加算
〇在宅時医学総合管理料
〇重症者加算（1・2）
〇外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
〇入院ベースアップ評価料（38）
〇経頭蓋磁気刺激療法（rTMS）
〇認知症患者リハビリテーション料

各病棟における看護師等の配置について

〇精神科急性期治療病棟入院料 2
当病棟では、一日に 12 人以上の看護職員が勤務しています。
看護助手は入院患者様 10 人に一人以上配置しています。
なお、時間帯の配置は次の通りです。
8：30～16：30　看護職員一人当たりの受け持ち　6 人以内
16：30～翌 8：30　看護職員一人当たりの受け持ち　30 人以内

〇精神科療養病棟入院料
当病棟では、一日に 12 人以上の看護要員が勤務しています。
そのうち 5 割は看護職員です。
なお、時間帯の配置は次の通りです。
8：30～16：30　看護要員一人当たりの受け持ち　6 人以内
16：30～翌 8：30　看護要員一人当たりの受け持ち　30 人以内

〇認知症治療病棟入院料 1
当病棟では、一日に 9 人以上の看護職員と 8 人以上の看護助手が勤務しています。
なお、時間帯の配置は次の通りです。
8：30～16：30　看護職員一人当たりの受け持ち　9 人以内
　　看護助手一人当たりの受け持ち　10 人以内
16：30～翌 8：30　看護職員一人当たりの受け持ち　30 人以内
　　看護助手一人当たりの受け持ち　30 人以内